

雇児発 0615 第 7 号
平成 29 年 6 月 15 日

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
各 中 核 市 市 長 殿
市 区 町 村 長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公 印 省 略)

児童養護施設等における自立生活支援室（ステップルーム）の整備について

標記については、平成 29 年 6 月 15 日厚生労働省発雇児 0615 第 6 号厚生労働事務次官通知の別紙「平成 29 年度（平成 28 年度からの繰越分）次世代育成支援対策施設整備交付金（児童虐待防止対策等に係る分）交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされているが、その取扱いについては別紙のとおりとし、平成 29 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

児童養護施設等における自立生活支援室（ステップルーム）の整備について

1. 趣旨

児童養護施設等の入所児童等の退所に向けた準備や自立のための支援を行うための環境整備を行う。

2. 対象施設

児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所、婦人保護施設

3. 対象事業

(1) 対象事業は、入所児童等の退所に向けた準備や自立のための支援を行うため、施設内又は近隣地域で退所前の一定期間、1人暮らし等を疑似体験しながら自立に向けた必要な支援を行うための自立生活支援室（ステップルーム）の整備事業とする。

なお、自立生活支援室（ステップルーム）は、以下のいずれの要件も満たすことを必要とする。

①日常生活に支障がないような設備を有すること。

②入所児童等ごとに居室を設けることとし、その床面積については、一人当たり4.95㎡以上であること。

③入所児童等の安全確保について十分に配慮すること。

④本体施設と一体的に運営が確保できる場所で実施すること。

(2) 整備に当たっては、各施設等の退所状況等を踏まえ、真に必要な整備量を見込むこと。

4. 交付基礎点数

交付要綱別表6に定めるところによる。